

平成25年7月12日施行

被災宅地危険度判定連絡協議会 役員選出の申し合わせ事項

協議会規約第10条に基づく幹事及び監査員の選任にあたり、各候補の選出を速やかに行い、協議会規約の目的達成のために公平、透明かつ継続性のある協議会運営を確保するため、以下のとおり申し合わせる。

(会長、副会長候補の選出)

第1 別表の各地域ブロックから選任された現幹事は、全員の総意により現幹事の中から次期会長及び副会長候補のうち一を選出する。

(幹事候補の選出)

第2 別表の各地域ブロックの所属会員は、当該会員の総意により所属会員の中から次期幹事候補として一会員を選出する。

(監査員候補の選出)

第3 次の組み合わせに該当する別表の地域ブロックの所属会員は、当該会員の総意により所属会員の中から次期監査員候補として一会員を選出する。ただし、現会長、副会長及び幹事から選出することはできない。

- (1)平成 9・10年度 関東甲信越 及び 中 部
- (2)平成11・12年度 近 畿 及び 中国・四 国
- (3)平成13・14年度 北海道・東北 及び 九州・沖 縄
- (4)以下繰り返し

第4 当分の間、現会長及び副会長は、第2の規定によらず次期幹事候補として選任されるものとする。

(その他)

第5 この申し合わせ事項にない事項は、そのつど現会長、副会長及び幹事の協議により定めるものとする。

第6 第1の規定による次期会長、副会長候補の選出については、地域性を考慮して次の組み合わせにより選出する。

	会 長 候 補	副 会 長 候 補
(1)平成15・16年度	九 州・沖 縄	関東甲信越
(2)平成17・18年度	北海道・東北	近 畿
(3)平成19・20年度	中 国・四 国	中 部
(4)平成21・22年度	関東甲信越	九 州・沖 縄
(5)平成23・24年度	近 畿	北海道・東北
(6)平成25・26年度	中 部	中 国・四 国
(7)以下繰り返し		

(別表) 地域ブロック

地域ブロック名	所 属 会 員
北海道・東北 (会員数 9)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、札幌市、仙台市
関東甲信越 (会員数15)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
中 部 (会員数9)	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市、静岡市、浜松市
近 畿 (会員数10)	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、神戸市、堺市
中 国・四 国 (会員数11)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、広島市、岡山市
九 州・沖 縄 (会員数11)	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

附 則

この申し合わせ事項は平成9年5月23日より施行する。

附 則

この改正による新たな申し合わせ事項は平成11年2月12日より施行する。

附 則

この改正による新たな申し合わせ事項は平成15年5月19日より施行する。

附 則

この改正による新たな申し合わせ事項は平成16年10月5日より施行する。

附 則

この改正による新たな申し合わせ事項は平成22年8月26日より施行する。

附 則

この改正による新たな申し合わせ事項は平成25年7月12日より施行する。